

パプアニューギニア
特許規則
2002年特許及び意匠規則

目次

第 I 部 序

- 第 1 条 解釈
- 第 2 条 手数料
- 第 3 条 様式
- 第 4 条 書類及び翻訳文の言語
- 第 5 条 名称, 宛先, 国籍及び居所の表示
- 第 6 条 パートナーシップ, 会社及び団体による署名
- 第 7 条 代理人による代理

第 II 部 特許出願及び特許付与手続

- 第 8 条 特許の分類
- 第 9 条 特許付与を求める願書
- 第 10 条 明細書
- 第 11 条 クレーム
- 第 12 条 図面
- 第 13 条 要約
- 第 14 条 寸法, 用語及び符号
- 第 15 条 部数及び様式上の要件
- 第 16 条 発明の単一性
- 第 17 条 出願の分割
- 第 18 条 先行技術の趣旨に係る開示の無視
- 第 19 条 優先権の宣言及び先の出願の翻訳文
- 第 20 条 対応する外国出願, 特許及びその他の権原保護に関する情報の提出期間
- 第 21 条 出願の取下及び補正
- 第 22 条 出願への記号付け
- 第 23 条 出願日の付与及び通知
- 第 24 条 方式審査
- 第 25 条 特許を付与する又は拒絶する決定
- 第 26 条 特許の付与, その件の公告, 証明書の交付
- 第 27 条 政府による又は政府に許可された第三者による特許発明の実施
- 第 28 条 年次手数料
- 第 29 条 無効

第 III 部 意匠

- 第 30 条 特許に関する規定の適用
- 第 31 条 意匠登録出願

- 第 32 条 表示及び見本の数及び大きさ
- 第 33 条 出願日の付与及び通知，審査；出願の承認又は拒絶の決定
- 第 34 条 意匠登録；その件の公告；証明書^の交付
- 第 35 条 登録の更新

第 IV 部 一般的事項

- 第 36 条 送達宛先
- 第 37 条 名称，宛先又は送達宛先の変更
- 第 38 条 所有権の変更；ライセンス契約
- 第 39 条 代理人の指定；送達宛先
- 第 40 条 非就業日
- 第 41 条 登録簿の閲覧；登録簿の抄本及び書類の写しの請求
- 第 42 条 誤りの訂正
- 第 43 条 聴聞
- 第 44 条 郵便による送達
- 第 45 条 証拠
- 第 46 条 司法手続外誓約書及び宣誓供述書
- 第 47 条 公告；公報
- 第 48 条 国際協力

附則 1 手数料

附則 2 (省略)

第I部 序

第1条 解釈

本規則において、文脈上他の意図が示されている場合を除き、

「大臣」とは、貿易及び産業に関する事項について責任を有する大臣、又は本法の運用を管轄する省をいう。

「規則」とは、本規則をいう。

「法」とは、2000年特許及び意匠法をいう。

第2条 手数料

本法又は本規則に由来する事項に関して納付すべき手数料は、本規則の附則1に定める。

第3条 様式

(1) 本規則にいう様式は、本規則の附則2に定める。

(2) 請求に基づいて、印刷された様式が登録官から交付されるが、所定の手数料の納付が条件とされることがある。

第4条 書類及び翻訳文の言語

出願は英語によらなければならない。また、出願の一部を構成するか又は法若しくは本規則により登録官に提出される書類であって英語以外の言語によるものには、英語翻訳文を添えなければならない。

第5条 名称、宛先、国籍及び居所の表示

(1) 自然人の名称は、当該人の姓及び名により表示するものとし、姓は名の前に表示する。

(2) 法人の名称は、完全な公式名称により表示するものとする。

(3) 宛先は、

(a) 表示されている宛先への迅速な郵便配達のための通例の要件を満たす方法で表示され、

(b) 存在する場合は家屋番号を含む、すべての関連する行政単位から構成され、かつ

(c) 電報及びテレックスの宛先並びに電話番号を表示するものでなければならない。

(4) 国籍は、当該人がその国民である国の名称により表示されるものとする。法人は、その法令に基づいて当該法人が設立された国及び当該法人の登録事務所の名称を表示するものとする。

(5) 居所は、当該人がその居住者である国の名称により表示されるものとする。

第6条 パートナiership、会社及び団体による署名

(1) パートナiershipのために又はパートナiershipに代わって署名されていると称する書類は、すべてのパートナーの完全名称が記載されており、かつ、すべてのパートナーにより、又は署名する資格を有する何れかのパートナーであって自己がパートナiershipの代理として署名する旨を陳述する者により、又は自己が当該書類に署名する権限を授権されていることを登録官に認めさせるその他の者により署名されていなければならない。

(2) 法人のために又は法人に代わって署名されていると称する書類は、当該法人の役員若し

くは秘書役その他の主要幹部により、又は自己が当該書類に署名する権限を授権されていることを登録官に認めさせるその他の者により署名されていなければならない、かつ、当該法人の印章が付されていなければならない。

(3) 団体のために又は団体に代わって署名されていると称する書類は、自己が当該書類に署名する権限を適正に授権されていることを登録官に認めさせる者が署名することができる。

(4) 登録官は、必要とみなすときは何時でも、署名に係る授権の証拠を求めることができる。

第7条 代理人による代理

(1) 代理人を指定する委任状は、出願と共に、又はその出願日から2月以内に提出することができる。

(2) 指定が前記のように行われず、また、法第54条及び本規則第39条に従っていない場合は、代理人が取った如何なる手続措置も、出願を除いては、取られなかったものとみなされる。

第 II 部 特許出願及び特許付与手続

第 8 条 特許の分類

登録官は、特許の付与及び公告に関するすべての目的で、また、分類調査ファイルの維持のために、1971 年 3 月 24 日のストラスブール協定に基づいて採択され、かつ、その後の版で改訂された国際特許分類を用いる。

第 9 条 特許付与を求める願書

(1) 特許付与を求める願書は、様式第 1 により行い、かつ、各出願人により署名されなければならない。

(2) 願書においては、各出願人の名称、宛先、国籍及び居所を表示する。

(3) 出願人が発明者である場合は、願書にはその旨の陳述を記載し、そうでない場合は、各発明者の名称及び宛先を表示すると共に、出願人の特許を受ける権利を正当化する陳述を添えなければならない。

(4) 出願人が代理人により代理されている場合は、願書において代理人の名称及び宛先を表示し、記載しなければならない。

(5) 発明の名称は、望ましくは 2 語から 7 語までの短いものにし、かつ、簡潔でなければならない。

第 10 条 明細書

(1) 明細書においては、願書に記載されている発明の名称を記載し、かつ

(a) 発明が関係する技術分野を明記し、

(b) 出願人の知る限りで発明の理解、調査及び審査に役立つと考えられる背景技術を表示し、また、望ましくは当該技術を示す書類を引用し、

(c) 理解可能な用語により発明を開示し、また、存在する場合は発明の利点について背景技術に言及しつつ記載し、

(d) 存在する場合は図面中の図について簡潔に説明し、

(e) 発明を実施するために出願人が考えた少なくとも 1 の方法を記載し、その場合は、該当するときは実例に基づいて、また、存在する場合は図面に言及して記載するものとし、かつ

(f) 明細書又は発明の内容からそれが自明でない場合は、発明を産業上利用できる方法、並びに発明を製造及び使用できる方法、又は使用のみ可能な場合は使用できる方法を明瞭に表示するものとする。

(2) (1) に特定する方法及び順序に従うものとするが、発明の内容に鑑みて、異なる方法又は異なる順序の方がより良い理解及びより簡潔な提示をもたらす場合は、この限りでない。

第 11 条 クレーム

(1) クレームの数は、発明の内容を考慮に入れて合理的なものでなければならず、複数のクレームがある場合は、アラビア数字による連続番号を付すものとする。

(2) クレームにおいては、発明の技術的特徴に基づいて発明を定義するものとする。

(3) クレームにおいては、該当する場合は何時でも、次のものを記載するものとする。

(a) 発明の定義に必要であるが、組合せにおいては先行技術の部分である発明の技術的特徴

を表示する陳述，及び

(b) (a)に基づいて記載される特徴と組み合わせて保護することを希望している技術的特徴を簡潔に記載した，特徴を示す部分(「の点で特徴がある」，「により特徴付けられる」，「そこにおいて改善が構成される」の語又は同様の趣旨の他の語を前に置く)

(4) クレームは，絶対に必要な場合以外は，発明の技術的特徴に関して明細書又は図面に言及してはならない。特に，「明細書の一部において説明されているように」又は「図面の図---において図示されているように」といった言及をしてはならない。

(5) 出願に図面が含まれている場合は，クレームに言及されている技術的特徴の後に，当該特徴に関する引用符号を付すことが望ましい。当該引用符号を用いる場合は，括弧に入れることが望ましい。引用符号を付すことによりクレームのより速い理解が特に容易になるのではない場合は，引用符号は付さないものとする。

(6) 出願日の後に提出されたクレームで，先に出願に記載されていたクレームと同じでないものは，出願人の選択により，補正クレーム又は新クレームとして提出する。

(7) 先に出願に記載されていたクレームの削除は，当該先のクレームの番号に続けて「取消」の語を付すことにより行う。

第12条 図面

(1) 特許出願の一部を構成する図面には，使用可能面が26.2cm×17cmを超えない紙面を用いるものとする。

(2) 紙面の使用可能面又は使用面の周りに枠を設けてはならず，また，最小限次の余白を設けるものとする。

上方：2.5cm

左方：2.5cm

右方：1.5cm

下方：1.0cm

(3) 図面は，次のように作成するものとする。

(a) 色彩を用いない，満足な複製が可能な，耐久性のある，黒色の，十分に濃く，暗い，均一の太さの，輪郭の明確な線及び筆法を用いる。

(b) 切断面はハッチングにより示し，その場合は，引用符号及び引出線がハッチングにより不明瞭になってはならない。

(c) 図面の大きさ及びその作図の明瞭性は，線縮尺3分の2の写真複製ですべての詳細を容易に識別することができるものでなければならない。例外的に図面上で縮尺を示す場合は，図で表示する。

(d) 図面に用いられるすべての数字，文字及び引用符号は簡単で明確でなければならず，また，数字及び文字に関連して括弧，丸及び引用符を使用してはならない。

(e) 同一の図の要素は，相互の間の比率が保たれていなければならない。ただし，図の明瞭性のために比率を異ならせることが不可欠である場合は，この限りでない。

(f) 数字及び文字の高さは0.32cm以上でなければならず，また，図面のレタリングには，ローマ字，及びそれが通例である場合はギリシャ文字を用いるものとする。

(g) 図面の同一紙面に複数の図を載せることができる。複数の紙面に描いた図により1の全体図を構成することが意図されている場合は，複数の紙面の図は，各部分図の如何なる部分

も隠れることなしに全体図を組み立てることができるように配置しなければならない。各図は、場所を無駄に使うことなく、相互に明確に分離して配置する。各図は、紙面の番号付けとは無関係に、アラビア数字で連続番号を付す。

(h) 明細書又はクレームにおいて言及されていない引用符号を図面に用いてはならず、逆の場合も同じである。

(i) 図面に文言を記載してはならない。

(j) 図面の紙面には、第 15 条(7)に従って番号を付す。

(4) 工程図及び図表は、図面とみなす。

第 13 条 要約

(1) 要約は、特定の技術における調査の目的での検索手段として効率的に役立つように作成されるものとする。

(2) 要約は、次のもので構成する。

(a) 明細書、クレーム及び図面に含まれる開示の摘要であって、当該発明が属する技術分野を表示し、かつ、技術的課題、発明による当該課題の解決方法の要点、及び発明の主要な用途についての明確な理解を可能にする方法で作成されたもの、及び

(b) 該当する場合は、出願に記載されているすべての化学式のうちで発明を最も適切に特徴付けている化学式

(3) 要約は、開示の観点から許容される限り簡潔なものでなければならない(50 語から 150 語までのものが望ましい)。

(4) 要約には、発明の利点若しくは価値として主張されているもの、又は発明の思惑的な利用に関する陳述を含めてはならない。

(5) 出願中の要約において言及され、図面により図解されている主要な各技術的特徴には、括弧に入れた引用符号を付す。

(6) 要約には、出願人が提出した図面のうちで最も説明に役立つものを添える。

第 14 条 寸法、用語及び符号

(1) 重量及び寸法の単位は、メートル法に基づいて表現する。

(2) 温度は、摂氏温度で表現する。

(3) 密度は、メートル法で表現する。

(4) 熱、エネルギー、光、音及び磁気、並びに数式及び電気単位に関しては、一般に通用している原則に従うものとする。化学式に関しては、一般に通用している記号、原子量及び分子式を用いる。

(5) 一般に、当該技術において広く受け入れられている技術用語、符号及び記号のみを用いるものとする。

(6) 用語及び符号は、出願全体を通じて一貫していなければならない。

第 15 条 部数及び様式上の要件

(1) 第 19 条(7)に従うことを条件として、出願及びこれに付随する陳述書又は書類は、3 部を提出するものとするが、登録官は、追加の部数を提出するよう出願人に要求することができる。

- (2) 出願のすべての要素は、写真、静電写真製版、写真オフセット印刷及びマイクロフィルム複写により直接複製ができるように提示されなければならない。
- (3) 出願に含まれる各紙面は、片面のみを用いるものとする。
- (4) 出願のすべての要素は、柔軟で、強靱で、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のある紙面で提示しなければならない。
- (5) 紙面の大きさは、A4(29.7cm×21cm)とするが、登録官は、他の寸法の紙面を受け入れることもできる。
- (6) 紙面の余白は、最小限次のとおりとする。
 - (a) 第1頁を除く各頁の上方の余白：20mm
 - (b) 第1頁の上方の余白：30mm
 - (c) 綴じた側の余白：25mm
 - (d) 反対側の余白：20mm
 - (e) 下方の余白：20mm
- (7) すべての紙面の上方の中央に、アラビア数字の連続番号を付す。
- (8) 紙面に連続番号を付すに当たり、出願の要素を次の順に並べるものとする。願書、明細書、クレーム、要約、図面
- (9) 紙面の連続番号は、3の別個の番号系統を用いて付すものとする。すなわち、最初の系統は願書にのみ用いて願書の最初の紙面から始め、第2の系統は明細書の最初の紙面から始めてクレーム、さらに要約の最後の紙面まで続け、第3の系統は図面の紙面にのみ用いて図面の最初の紙面から始める。
- (10) 出願の文章部分はタイプで作成するものとする。図記号、化学式、数式、及び必要な場合に一定の文字は、手書きにし又は描くことができる。
- (11) 図面は、耐久性のある、黒色の、十分に濃く、暗い、均一の太さの、輪郭の明確な線及び筆法で、色彩を用いずに作成しなければならない。

第16条 発明の単一性

- (1) 法第21条は、特に次の3のうちの1を許容すると解するものとする。
 - (a) ある製品に係る独立クレームに加え、当該製品の製造のために特に適合させた方法に係る独立クレームを同一の出願に含めること、及び当該製品の使用に係る独立クレームを同一の出願に含めること
 - (b) ある方法に係る独立クレームに加え、当該方法を用いるために特に設計された器具又は手段に係る独立クレームを同一の出願に含めること、又は
 - (c) ある製品に係る独立クレームに加え、当該製品の製造のために特に適合させた方法に係る独立クレームを同一の出願に含めること、及び当該方法を用いるために特に設計された器具又は手段に係る独立クレームを同一の出願に含めること
- (2) 法第21条に従うことを条件として、同一の範疇の2以上の独立クレームであって、単一の属クレームでは容易に包含することができないものを同一の出願に含めることは許容される。
- (3) 法第21条に従うことを条件として、合理的な数の従属クレームであって、ある1の独立クレームにおいてクレームされている発明の固有の形態をクレームしているものを同一の出願に含めることは許容される。

第 17 条 出願の分割

- (1) 分割出願においては、原出願に言及しなければならない。
- (2) 出願人が原出願について主張されている優先権を分割出願のために利用することを希望する場合は、当該分割出願にはその旨の請求を含めなければならない。その場合は、原出願について第 19 条に従って提出される優先権の宣言及び書類は、当該分割出願にも関わるものとみなされる。
- (3) 原出願について 2 以上の先の出願の優先権が主張されている場合は、分割出願には、それに該当する優先権のみを利用することができる。

第 18 条 先行技術の趣旨に係る開示の無視

先行技術の趣旨に係る法第 13 条(2)及び(3)に従って発明の開示が無視されることを希望する出願人は、その旨を出願において表示すると共に、出願時に又は出願から 1 月以内に、当該開示についての全明細を書面で提出しなければならない。開示が博覧会でなされた場合は、出願人は、前記の期間内に、博覧会について責任を有する当局が交付した、博覧会の詳細を記載し、かつ、当該発明が実際にそこで展示された旨を記載する適正に認証された証明書を提出しなければならない。

第 19 条 優先権の宣言及び先の出願の翻訳文

- (1) 法第 23 条(1)にいう宣言は、特許出願の出願時になされ、かつ、次の事項を表示するものとする。
 - (a) 先の出願の出願日
 - (b) (2)に従うことを条件として、先の出願の番号
 - (c) (3)に従うことを条件として、先の出願に割り当てられている国際特許分類記号
 - (d) 先の出願がなされた国、又は先の出願が地域出願若しくは国際出願である場合は、それが指定してなされた単数若しくは複数の国、及び
 - (e) 先の出願が地域出願又は国際出願である場合は、それがなされた庁
- (2) (1)にいう宣言の提出時において先の出願の番号が分からない場合は、優先日から 16 月以内にその番号を提示するものとする。
- (3) (1)にいう宣言の提出時において国際特許分類記号が先の出願に割り当てられていないか、又は国際特許分類記号の割当が未だなされていなかった場合は、出願人は、当該宣言においてこの事実を陳述し、かつ、当該記号の割当後速やかにそれを伝達するものとする。
- (4) 出願人は、特許付与の前は何時でも、(1)にいう宣言の内容を登録官への書面により補正することができる。
- (5) 法第 23 条(2)にいう先の出願の認証謄本を提出する期間は、登録官による請求の日から 3 月とする。謄本が他の出願のために既に提出されている場合は、出願人は、当該他の出願に言及することによって応答することができる。
- (6) 先の出願が英語以外の言語による場合は、出願人は、前記の請求の日から 6 月以内に、先の出願の英語翻訳文を提出しなければならない。
- (7) 登録官から別段の請求がある場合を除いて、先の出願及びその翻訳文は、1 部を提出するものとする。

第 20 条 対応する外国出願，特許及びその他の権原保護に関する情報の提出期間

(1) 法第 24 条に基づいて請求される情報の提出について定められる期限は，当該請求がなされた日から 2 月以上 6 月以下とする。登録官は，出願人からの理由を付した請求に基づいて，当該期限を延長することができる。

(2) 出願人が法第 24 条に基づいて請求された書類は未だ入手することができない旨を応答した場合は，登録官は，当該書類が提出されるまで出願の審査手続を停止することができる。

第 21 条 出願の取下及び補正

(1) 出願の取下は，登録官に提出され，各出願人により署名された宣言書によってなされるものとする。

(2) 出願が取り下げられた場合は，出願手数料は払い戻されない。

(3) 法第 22 条(1)(a)に基づく補正は，所定の手数料の納付を条件としてなされるものとする。

第 22 条 出願への記号付け

(1) 登録官は，出願を構成する書類を受領したときは，各書類に，実際の受領日並びに LC の文字，斜線，P の文字，斜線，最初の紙面を受領した年の下 2 桁，斜線，及び出願の受領順に割り当てられた 5 桁の番号から構成される出願番号を付すものとし，また，訂正又は後から提出されるその他の書類を異なる日に受領した場合は，様式第 1 による特許付与を求める願書の適切な場所に，実際の受領日も付すものとする。

(2) (1)に基づいて割り当てられた出願番号は，当該出願に関するすべてのその後の通信において引用されるものとする。

第 23 条 出願日の付与及び通知

(1) 登録官は，出願が法第 19 条(2)及び(4)の要件を満たしているか否かを審査する。

(2) 法第 25 条(2)(a)に基づく訂正の提出の求めは，書面で行うものとする。求めにおいては，要求されている訂正事項を明示し，かつ，当該求めの日から 2 月以内に，当該訂正を所定の手数料の納と共に提出するよう請求するものとする。

(3) 登録官は，出願日を付与したときは，出願人に書面で通知し，また，法第 25 条(2)(c)に基づいて出願がなされなかったものとして扱われる場合は，理由を明示して，書面により出願人に通知する。

第 24 条 方式審査

(1) 法第 19 条(2)及び(4)並びにそれらに係る規則の要件に加え，法第 24 条及び第 12 条(2)並びに本規則第 4 条，第 5 条，第 7 条，第 14 条及び第 15 条の要件を，該当する限りにおいて，本法適用上の方式要件とみなす。

(2) 登録官は，法第 26 条(a)にいう条件が満たされていないと認める場合は，

(a) 出願人に対し，求めの日から 2 月以内に，所要の訂正を所定の手数料の納付と共に提出するよう書面で求めるものとし，また

(b) 要約が提出されない場合は，登録官は出願人に対し，要約を提出することにより，又は登録官自身による要約作成に係る所定の手数料を納付することにより，不備を是正するよう求めるものとする。

(3) 出願人が、不備を訂正すべき旨の求めに従わない場合、又は出願人から提出された訂正にも拘らず、法第 26 条(a)にいう条件が満たされていないと登録官が考える場合は、登録官は、出願を拒絶し、書面により、その旨を理由を記載して出願人に通知する。

(4) 出願日は、出願の拒絶により影響されることなく、引き続き有効であるものとする。

第 25 条 特許を付与する又は拒絶する決定

(1) 同一の発明に係る特許の付与を求める 2 以上の出願であって、同一の出願日又は該当する場合は同一の優先日を有するものが同一の出願人によりなされた場合は、登録官は、それを理由として、複数の出願に基づく特許の付与を拒絶することができる。

(2) 登録官は、特許付与又は特許付与拒絶の決定を書面で出願人に通知するものとし、かつ、拒絶の場合はその理由を記載し、また、特許付与の決定の場合は、出願人に対し通知の日から 3 月以内に付与及び公告の手数料を納付するよう請求するものとする。

第 26 条 特許の付与、その件の公告、証明書の交付

(1) 第 25 条(2)に定める期間内に付与及び公告の手数料が納付されることを条件として、登録官は、法第 27 条及び本規則に従って特許を付与する。

(2) 登録官は、付与した各特許に、付与順に番号(特許の公告番号)を割り当てる。

(3) 特許は、様式第 3 により付与されるものとし、かつ、(5)に示す情報に加えて、特許の公告日、先行技術について引用された書類又は参考資料、明細書、クレーム、及び存在する場合は図面を含めるものとする。

(4) 特許は、登録官が法第 27 条(2)(c)に従って付与の件を公告した日に付与されたものとみなされる。

(5) 特許付与の件の公告には、次のものを含める。

(a) 特許番号

(b) 特許所有者の名称及び宛先

(c) 発明者の名称及び宛先。ただし、発明者が特許において記名しないように求めた場合を除く。

(d) 代理人が存在する場合は、その名称及び宛先

(e) 出願日

(f) 優先権が主張されかつ主張が認められた場合は、優先権に係る陳述、優先日及び先の出願がなされた国又は先の出願が指定してなされた国の名称

(g) 特許付与の発効日

(h) 発明の名称

(i) 要約

(j) 図面が存在する場合は、そのうちで最も説明に役立つもの、及び

(k) 国際特許分類記号

(6) 特許付与の証明書は、様式第 4 により交付されるものとし、登録官が署名し、かつ、次のものを記載する。

(a) 特許番号

(b) 特許所有者の名称及び宛先

(c) 出願日、及び該当する場合は出願の優先日

- (d) 特許付与の発効日、及び
- (e) 発明の名称

第 27 条 政府による又は政府に許可された第三者による特許発明の実施

- (1) 大臣は、法第 32 条(1)に基づく決定を行う前に、登録官と協議した上で、特許所有者及びその参加が有用であると自己が認めるその他の者に、これらの者が聴聞を受ける日についての通知書を少なくとも 21 日前に送付するものとするものとする。特許所有者は、すべての実施権者に対し、当該聴聞についての通知書を送付しなければならない、また、実施権者は、聴聞に参加する権利を有する。
- (2) 大臣は、聴聞の後、書面により決定を行うものとし、その際、当該決定の基礎となった理由を記載し、かつ、法第 32 条(1)に基づいて当該発明は実施されるべきである旨を決定した場合は実施の条件を記載するものとし、また、当該決定を登録官に送達する。
- (3) 登録官は、大臣の決定を記録及び公告し、かつ、特許所有者及びその他の聴聞参加者に書面で通知する。
- (4) 大臣の決定が上訴の対象となった場合は、裁判所の書記官は、裁判所の決定が確定したときにそれを登録官に通知するものとし、登録官は、当該決定を記録し、公告する。
- (5) 法第 32 条(2)に基づく許可を受けた特許内容の実施は、
 - (a) 非排他的なものであり、かつ
 - (b) 当該実施を行う事業又は営業権の部分と共にする場合を除き譲渡不能であるものとする。

第 28 条 年次手数料

- (1) 法第 31 条(2)に基づいて年次手数料が納付されたときは、登録官は、納付受領の日から 2 週間以内に、出願人又は特許所有者に納付受領証を交付し又は送付する。
- (2) 登録官は、特許の失効を記録すると共に、その通知を法第 27 条(2)(c)にいう公報において公告する。
- (3) 年次手数料は、払い戻されない。

第 29 条 無効

- (1) 法第 37 条(2)の規定が複数のクレームの一部又は 1 のクレームの一部にのみ適用される場合は、当該クレーム又は 1 のクレームの当該部分が無効とされる。
- (2) 特許所有者は、実施権者に対し、特許の無効を求めて提起された如何なる裁判手続についても書面で通知しなければならない。
- (3) 無効を請求する者は、法第 32 条に基づいて付与された許可の受益者にその旨を通知しなければならない、また、当該無効の理由が特許所有者は発明者又はその権原承継人でないというものである場合は、特許を受ける権利を有すると主張されている者にも通知しなければならない。
- (4) 法第 37 条に基づいて特許を無効にするべき旨を裁判所に請求する者は、当該請求をするに先立ち、様式第 2 による異議申立通知を所定の手数料と共に登録官に提出しなければならない。

第 III 部 意匠

第 30 条 特許に関する規定の適用

第 19 条, 第 21 条, 第 22 条及び第 29 条(4)を意匠に準用する。ただし, 第 19 条(2)にいう 16 月の期間は, 宣言を記載した出願がなされた日から 3 月の期間に置き換えられるものとし, また, この目的で, 第 22 条の「P」は「ID」と読み替える。

第 31 条 意匠登録出願

(1) 意匠登録出願は, 様式第 5 により行うものとし, かつ, 各出願人により署名されなければならない。

(2) 出願においては, 各出願人の名称, 宛先, 国籍及び居所を表示する。

(3) 出願人が創作者である場合は, 願書にその旨を記載しなければならず, また, 創作者でない場合は, 願書には各創作者の名称及び宛先を表示し, かつ, 出願人の意匠登録を受ける権利を正当化する陳述を添える。

(4) 出願人が代理人により代理されている場合は, 願書においてその旨を表示し, かつ, 代理人の名称及び宛先を記載する。

第 32 条 表示及び見本の数及び大きさ

(1) 出願には, 次のものを添える。

(a) 意匠が平面のものである場合は, 4 の図による表示, 若しくは 4 の図面若しくは透写図, 又は

(b) 意匠が立体のものである場合は, 意匠の各面について, 4 の図による表示, 若しくは 4 の図面若しくは透写図, 及び

(c) 登録官が適切と認める大きさの単数若しくは複数の版木

(2) 見本は, 20cm×20cm×20cm を超えない大きさでなければならない。

(3) 意匠の図による表示, 図面又は透写図は, 10cm×20cm を超えてはならない。この表示, 図面又は透写図は, A4 サイズのボール紙 4 枚に添付されるものとし, また, 図面及び透写図には黒インクを用いる。

第 33 条 出願日の付与及び通知, 審査; 出願の承認又は拒絶の決定

(1) 登録官は, 出願が法第 43 条(2) (a) 及び(3) の要件を満たしているか否かを審査する。

(2) 法第 46 条(2) (a) に基づく訂正を提出すべき旨の求めは書面によるものとし, また, それにおいては, 所要の訂正事項を明示し, かつ, 訂正を当該求めの日から 2 月以内に, 所定の手数料の納付と共に提出するよう請求するものとする。

(3) 登録官は, 出願日を付与したときは, その旨を書面で出願人に通知する。法第 46 条(2) (c) に基づいて出願がなされなかったものとして扱われる場合は, 登録官は, 理由を明示してその旨を書面で出願人に通知する。

(4) 登録官は, 法第 43 条(2) 及び(3), 第 38 条(2) (a), 並びにこれらに係る規則に定める条件が満たされていないと認めた場合は, 出願人に対し, 求めの日から 2 月以内に, 所要の訂正を所定の手数料の納付と共に提出するよう書面で求めるものとする。

(5) 出願人が不備を訂正すべき旨の求めに従わない場合, 又は訂正が出願人により提出さ

れたにも拘らず、登録官が前記の条件は満たされていないと考える場合は、登録官は、出願を拒絶し、かつ、理由を記載してその旨を書面で出願人に通知する。

(6) 出願日は、出願の拒絶により影響を受けることはなく、引き続き効力を有する。

(7) 登録官は、出願を承認又は拒絶する自己の決定を書面で出願人に通知するものとし、かつ、出願承認の決定の場合は、通知の日から 1 月以内に登録及び公告の手数料を納付するよう出願人に請求する。

第 34 条 意匠登録；その件の公告；証明書の交付

(1) 登録官は、第 33 条(7)に定める期間内に登録及び公告の手数料が納付されることを条件として、法第 48 条(1)及び本条に基づいて意匠を登録する。

(2) 登録官は、各意匠に、登録順に番号を割り当てる。

(3) 意匠の登録においては、意匠の表示を含め、かつ、次のものを明示するものとする。

(a) 意匠番号

(b) 登録所有者の名称及び宛先

(c) 代理人が存在する場合は、その名称及び宛先

(d) 創作者の名称及び宛先。ただし、創作者が登録において記名しないように求めた場合を除く。

(e) 優先権が主張され、かつ、この主張が受け入れられた場合は、優先日、及び先の出願がなされた国又は先の出願が指定してなされた国、及び

(f) 意匠が使用される製品の種類

(4) 法第 48 条(1)に基づく意匠登録の件の公告には、本条(3)に定める明細を含める。

(5) 意匠登録の証明書は、様式第 6 により交付される。

第 35 条 登録の更新

(1) 法第 50 条に基づく意匠登録の更新は、登録の満了に先立つ 6 月間の間に、登録所有者又はその代理人が更新することができる。

(2) 更新は、(1)に定める期間内に更新手数料を納付することにより、又は所定の追加料金を法第 50 条(3)に基づいて認められる猶予期間内に納付することによりなされるものとする。

(3) 意匠登録の更新は、登録簿に記録され、公告される。

(4) 登録官は、登録所有者に更新証明書を交付し、当該証明書には、次のものが記載される。

(a) 意匠の登録番号

(b) 更新日及び満了日

(c) 登録所有者の名称及び宛先、及び

(d) 意匠登録の対象である製品の種類の表示

第 IV 部 一般的事項

第 36 条 送達宛先

登録官に対し、

- (a) 特許の付与又は意匠の登録を求めるすべての出願人は、自己の出願の目的でパプアニューギニアにおける送達宛先の届出をし、また
- (b) 本規則が関係する手続に関わるすべての者(特許又は意匠の出願人又は所有者を含む)は、パプアニューギニアにおける送達宛先を届け出るものとし、かつ、そのように届出をされた宛先、又はその代わりとして他の宛先(パプアニューギニアにおけるもの)の届出がされた場合はその宛先は、当該出願又は当該手続の目的で、適宜、当該出願人又は当該人の宛先として扱われるものとする。

第 37 条 名称、宛先又は送達宛先の変更

- (1) 特許又は意匠の所有者又は出願人による、自己の特許又は出願に関して記録されている名称、国籍、送達宛先の変更を求める請求は、書面により行い、かつ、これに所定の手数料を添えるものとする。
- (2) 登録官は、名称又は国籍の変更を求める請求について措置する前に、自己が適切と考える変更の証拠を要求することができる。
- (3) 登録官は、当該請求を認容するべきであると認めた場合は、当該特許又はそれを求める出願、並びに登録簿に名称、国籍又は宛先が記録されている場合は登録簿を然るべく変更させるものとする。

第 38 条 所有権の変更；ライセンス契約

- (1) 法に基づいて付与された権原の又はそれを求める出願の所有権についての変更の記録を求める法第 52 条に基づく通知は、様式第 7 により登録官に対して行うものとし、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。
- (2) 所有権の変更の公告においては、次のものを明示する。
 - (a) 当該保護の権原
 - (b) 出願日、優先日が存在する場合は優先日、及び登録又は付与の日
 - (c) 所有者及び新所有者、及び
 - (d) 所有権の変更の内容
- (3) 法第 53 条(1)に基づいて記録のために提出されるライセンス契約には、所定の手数料を添えなければならない。

第 39 条 代理人の指定；送達宛先

- (1) 代理人の指定は委任状によるものとし、委任状は、出願人、又は出願人が複数の場合は各出願人により署名されなければならない。
- (2) 代理人の宛先は、法及び本規則に関連するすべての目的で、代理人を指定した者への通信を送達すべき宛先として扱われるものとする。

第40条 非就業日

ある行為をするべき最後の日又はある手続を取るべき最後の日が、知的所有権庁が開庁していない日に当たる場合は、同庁が次に開庁する日に当該行為をし、又は当該手続を取ることができる。

第41条 登録簿の閲覧；登録簿の抄本及び書類の写しの請求

- (1) 登録簿の閲覧には、所定の手数料を納付しなければならない。
- (2) 登録簿の認証抄本又は書類の写しの請求は、登録官に対し書面で行うものとし、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

第42条 誤りの訂正

- (1) 提出又は登録された書類中の誤りの訂正は、登録官が適切と認める条件に従った書面による請求を受領したときに、又は登録官の職権で、登録官がすることができる。
- (2) 施された訂正は、すべての利害関係人に書面で伝達され、かつ、必要と認められた場合は、登録官により公告される。

第43条 聴聞

- (1) 登録官は、法又は本規則により登録官に付与された裁量権をある者の不利になるように行使する前に、当該人に対し、そのことに関して聴聞を受ける機会について書面で通知するものとし、その際は、聴聞を求める請求をするための1月以上の期限を示す。
- (2) 聴聞を求める請求は、書面によるものとし、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。
- (3) 登録官は、当該請求を受領した場合は、申請人及びその他の利害関係人に対し、聴聞の日時について少なくとも2週間前に書面で通知するものとする。

第44条 郵便による送達

- (1) 郵便によって登録官に送付されるすべての通知、出願その他の書類は、それが郵便の通常の過程で配達される筈の時に送達され、行われ又は提出されたものとみなされる。
- (2) 当該送付を証明する場合は、当該通知、出願その他の書類が封入されている封書が適正に名宛され、書留郵便で送付されたことを証明することで足りる。
- (3) (1)は、出願日の付与には適用されない。

第45条 証拠

- (1) 本規則に基づいて証拠を提出する場合は、司法手続外誓約書又は宣誓供述書によらなければならない。
- (2) 登録官は、適切と考える場合は、個別の事件において、前記の証拠に代えて、又は前記の証拠に加えて、口頭による証言を徴することができ、また、証人がその者の宣誓供述書について反対尋問を受けることを認めなければならない。

第46条 司法手続外誓約書及び宣誓供述書

- (1) 法又は本規則に基づいて提出される司法手続外誓約書又は宣誓供述書は、パプアニュー

ギニアの何れかの場所において法律により法的手続の目的で宣誓をさせる権限を付与されている公務員の下で作成されなければならない。

(2) パプアニューギニア外で作成される司法手続外誓約書又は宣誓供述書は、領事又は公証人の下で作成されなければならない。

第 47 条 公告 ; 公報

法又は本規則に基づいて公告することが義務付けられている特許、意匠及び法に基づく他の手続に係る詳細事項、並びにその他の情報は、登録官の指示に従い、法第 27 条(2)(c)及び第 48 条(2)(c)にいう適切な公報において公告するものとする。

第 48 条 国際協力

(1) 本法を所掌する庁は、本法及びパプアニューギニアが締約国である国際条約に従って、特許及び意匠の運営の目的で、他の国又は法人との協力の下に、如何なる協定、体制、取決め、協調、企画又は計画にも参加することができる。

(2) 登録官は、庁にとって、また、本法又は国際義務の執行において、当該協定、体制、取決め、協調、企画又は計画が利益にならない場合は、何時でもこれらから脱退する権限を留保する。

附則 1 手数料

事項又は手続	参照条		手数料の額	様式
	法	規則		
特許手数料				
特許出願	19	9	K1000	1
(特許出願において)出願にアミノ酸配列又はヌクレオチド配列がコンパクトディスクその他の電子的手段で含まれている場合			K1500	
各分割特許出願	22(5)	17	K300	1
勧めによる出願の補正	22(1)(a)	21(3)	K170	
登録官の勧めによる出願の訂正	25(2)(a)	23(2)	K50	
登録官による要約の作成		24(2)(b)	K100	
登録官の求めによる出願の補正	26(b)(i)	24(2)(a)	K50	
付与及び公告の手数料	27	26(1)	K100	
特許・実用新案・意匠の証明書の付与に対する異議申立書の提出		29(4)	K1200	2
特許に係る年次手数料	31(2)	28		
第2回			K170	
第3回			K200	
第4回			K240	
第5回			K270	
第6回			K330	
第7回			K400	
第8回			K460	
第9回			K550	
第10回			K640	
第11回			K700	
第12回			K750	
第13回			K800	
第14回			K900	
第15回			K1000	
第16回			K1100	
第17回			K1200	
第18回			K1300	
第19回			K1400	
第20回			なし	
年次手数料の遅延納付に係る追加料金			この事項に関して納付すべき他の手数料に加え、周年日と手数料納付日との間の期間における、各月又は月の一部について K200	
意匠				
出願	43	31	K300	5
登録官の請求に基づく出願の訂正(登録簿の記入事項の訂正を含まない)	46(2)(a) 47(b)(i)	33(2)及び (4)	K50	

登録及び公告の手数料	48	33(7)	K100	
意匠の証明書の付与に対する異議申立通知書の提出		30, 29(4)	K800	2
更新	50(2)	35(2)		
第1回の更新			K150	5
第2回の更新			K250	5
更新手数料の遅延納付に係る追加料金	50(3)	35(2)	この事項に関して納付すべき他の手数料に加え、周年日と手数料納付日との間の期間における、各月又は月の一部についてK120	
一般的事項				
印刷された様式の写し		3	各頁 K2	
抄本、明細書の写し及びコンピュータのプリントアウト(空白の様式を除く)		41(2)	K30	
法に基づいてある行為をする又はある手続を取るための期間の延長申請	6(5)		K150	
特許又は出願に係る名称、国籍、宛先又は送達宛先の変更請求の提出		37(1)	K50	
所有権の変更の記録を求める請求の提出	52(1)	38(1)	K200	7
記録のためのライセンス契約の提出	53(1)	38(3)	K200	7
登録簿の閲覧	9	41(1)	K50	
書類の認証謄本(各頁)		41(2)	K30	
聴聞を求める請求の提出		43(2)	K1000	

附則 2 (省略)